

流山市農業委員会
平成29年第2回
総会議事録

平成29年2月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成29年第2回総会議事録

1 期 日 平成29年2月24日(金)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 6番 石井 博
7番 秋元 正

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	

6 欠席委員(1名)

16番 高市 正義

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘
事 務 局 次 長 山崎 哲男
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

- (1) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 1
- (2) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 4
- (3) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について… 6
- (4) 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について…………… 8
- (5) 議案第14号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について… 11
- (6) 報告第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の
取下願について…………… 13
- (7) 報告第4号 合意解約の通知について…………… 13
- (8) 報告第5号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 13
- (9) 報告第6号 専決処理の報告について…………… 14

開会 午後2時55分

水代議長 開会にあたり、申し上げます。

本日は、高市会長が欠席のため、流山市農業委員会会議規則第8条第2項により、本日の進行につきましては、会長職務代理を務めさせていただいております、私、水代が議長を務めさせていただきますので、よろしく、お願いいたします。

それでは、ただ今から平成29年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中13名、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。6番、石井委員、7番、秋元委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧いただきたいと思えます。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第14号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの5議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の取下願について」から報告第6号「専決処理の報告について」の4項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第10号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

議案1番の権利者は、流山市大字北の方で、職業は兼業農家の方です。

申請がありました土地は、流山市北及び小屋の畑2筆で、面積は769平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。

議案案内図につきましては、1ページにございますので、合せてご参照いただきたいと存じます。

次に、議案2番の権利者は、流山市大字平方の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市平方の畑1筆で、面積は393平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものです。

議案案内図につきましては、2ページにございますので、合せてご参照いただきたいと存じます。

次に、議案の3番と4番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。

議案3番と4番の権利者は、松戸市栄町西の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市平方の田3筆で、面積は3,093平方メートルです。

申請事由ですが、大規模開発の代替地として、売買により取得するものです。

なお、議案3番の土地につきましては、議案書の11ページの「合意解約の通知」のとおり、農用地利用集積制度により、貸し借りされていた土地のため、合意解約がなされ、その後、許可申請書の提出があったものであります。

議案案内図につきましては、3ページにございますので、合せてご参照いただきたいと存じます。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大作委員長。

大作委員長 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は4件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに1番ですが、申請地につきましては、東武線江戸川台駅の南西約1.3キロメートルに位置している畑2筆で、面積は769平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で約1,200万円とのことでした。

申請地の畑は、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.1ヘクタールで、農業従事者は2名で、幼稚園の子どもによる農業体験等も行っているとのことでした。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に2番ですが、申請地につきましては、東武線運河駅の南西約1.4キロメートルに位置している畑1筆で、面積は393平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で約500万円とのことでした。

申請地の畑は、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に3番ですが、次の4番と同一権利者のため、一括してご報告いたします。申請地につきましては、東武線運河駅の南西約2キロメートルに位置している田3筆で、面積は3,093平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、今後予定されている開発に関連する代替地として、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で約2,800万円とのことでした。

申請地の田は、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.5ヘクタールで、農業従事者は4名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(山崎委員) 2番ですけど、畑に入るときはどこを歩いて入るんですか。周りは買われる方の畑なんですか。

田村次長補佐 申請地につきましては、北の土地も同じ名義になりまして、こちらに階段を作って、そちらから進入するという計画です。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第10号については、原案のとおり、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第11号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

権利者は、松戸市西馬橋に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市芝崎の現況畑1筆で転用面積は261平方メートルです。

申請事由ですが、現在の資材置場が本社から遠く、利便性が悪いことから、今回、申請がなされたものであります。

議案案内図につきましては、4ページと5ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大作委員長。

大作委員長 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、移転の原因は売買でございまして、転用目的は資材置場を整備しようとするものでございます。

権利者は、松戸市西馬橋に本店を置く株式会社で、昭和49年に設立されています。事業内容は、建設、塗装等で、ここ3年間の年商は7,000万円前後で推移しているということです。

申請理由については、現在柏市布施に資材置場を所有しているものの、会社から

遠く使い勝手が悪いことから、自社の近くで資材置場を整備するため申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1.2キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、砕石敷き資材置場とする計画です。土砂等の流出対策については、周囲を擁壁及びブロックで区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は敷地内浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。なお、砕石の流出防止のため、出入り口部分のみアスファルトで舗装するとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地価格は約430万円で、整備費が約170万円で、自己資金及び役員の個人資金による貸付で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書及び確約書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。また、市関係課との協議については、道路管理課と工事の際の交通安全について協議がされています。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番(秋元委員) 畑との境はブロックということですけど、ブロックの高さというのはどのくらいでしょうか。

大作委員長 ブロック2段ですので、40センチくらいです。土がこぼれない程度の高さにはなります。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号については、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第12号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第12号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

次のとおり、許可後の計画変更承認申請があったので審議を求める。

権利者は、東京都港区南青山に住所を有する法人です。

対象となる農地は、流山市前ヶ崎にあります田3筆、転用面積は4,025平方メートルです。

申請理由ですが、本件は、平成24年6月に野球場のサブグラウンドとして許可となった案件であります。グラウンドの整備が完了する前に、権利者の法人が倒産したことから、承継を受けた法人が当初の事業計画の一部を見直し計画変更の申請がなされたものであります。

本件の議案案内図につきましては、6ページと7ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大作委員長。

大作委員長 議案第12号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、本件につきましては平成24年6月5日付で野球場として農地法の許可を取得し、整備に着手したのですが、その後、工事の完了前に当初許可の権利者が経営不振に陥り、事業承継を行うことになったこと、及び引き継いだ事業者が一部設計を見直したことから、これらについて承認を受けるため申請がなされたものです。

まず、移転の原因は賃貸借でございます。転用目的は運動場を整備しようとするものです。

権利者は、東京都港区に本店を置く株式会社で、平成21年に設立されております。事業内容は、グラウンドの管理運営の他、薬品の製造販売、インターネットのサイト運営等で、ここ3年間の年商は1億5,000万円前後で推移しているということです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、常磐線北小金駅の北東約

0.9キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、運動場は人工芝、駐車場はアスファルト舗装とする計画で、土砂等が表面に出ないようにすることで流出を防いでおります。また、排水対策については、雨水はU字溝により集水した上で、既存施設へと合流させる計画で、汚水は汲み取り式の簡易トイレを設置するため、外部に出ることは無く、雑排水は使用しないとのことでした。

また、夜間照明による営農への支障について伺ったところ、照射角を調整できるLED照明のため影響は出ないが、念のため直接隣接する田については、普段の買い取り価格による全量買い取りを行う方向で耕作者と調整中であるとのことでした。

次に、資金計画ですが、賃料は年間約80万円で、建設費及び整備費が約2,000万円で、本件については計画変更であることから、費用については支払い済みとのことで、工事業者等からの受領証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法及び千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、どちらも手続きは終了しております。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

無いようですので、私から一つ確認したいのですが、照明の影響を受ける田んぼの米を全量買い取るという事ですが、本来10俵取れるものが7俵しか取れなければ、その7俵を全量買い取るのか、10俵分に換算して買い取ってくれるのか、そのところはどうかでしょうか。

中里主事 まだ交渉中という事で決定はしていないようですが、今まで出していた金額でということで交渉中とのことでした。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いし

ます。

挙手、全員であります。

よって議案第12号については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第13号

農地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

議案1番と次ページの議案2番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字上貝塚にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因は、賃貸借です。

対象となる農地は、流山市南、谷、上貝塚にあります田8筆、合計面積は7,408平方メートルです。

利用権の設定期間は、それぞれ新規によるもので、本年3月から平成35年3月までの6年間です。

本件の議案案内図につきましては、8ページと9ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の3番の権利者は、流山市大字東深井にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因は使用貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田1筆、面積は446平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規によるもので、本年3月から平成32年3月までの3年間です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

議案4番の権利者は、流山市大字平方にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆、合計面積は1,688平方メートルです。

利用権の設定期間は新規によるもので、本年3月から平成35年3月までの6年間です。

本件の議案案内図につきましては、11ページでございますので、合わせてご参照
いただきたいと思います。

続きまして、議案5番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農
業です。

移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆、面積
は1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は更新によるもので、本年3月から平成32年3月までの3年間
です。

本件の議案案内図につきましては、12ページでございますので、合わせてご参照
いただきたいと思います。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

議案6番と7番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたしま
す。

権利者は、流山市駒木台にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因は、賃貸借です。

対象となる農地は、流山市南にあります畑2筆、面積836平方メートル、流山市北
にあります田1筆、面積1,090平方メートルです。

利用権の設定期間は、それぞれ更新によるもので、本年3月から平成35年3月ま
での6年間です。

本件の議案案内図につきましては、13ページと14ページでございますので、合
わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画は、新規が4件、更新が3件の7件であります。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大作委員長。

大作委員長 議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたしま
す。

今月の案件は、新規が4件、更新が3件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが、次の2番と同一権利者のため、一括してご報告いたします。本件につ
いては、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は53歳でございます。農業従事者は3名で、農業従
事日数は230日であります。

申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、3番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするもの
であります。

権利者の職業は農業で年齢は77歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、4番ですが本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は46歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

続きまして、更新の案件でございます。

5番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は61歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は180日であります。

申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、6番ですが、次の7番と同一権利者のため、一括してご報告いたします。本件については、6番については、相手を変更して、7番については、引き続き、それぞれ6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は57歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は365日であります。

申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番と2番については、山崎委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、山崎委員の退席を願い、審議いたします。

山崎委員の退席を求めます。

(午後3時30分 山崎委員退席)

水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号の1番と2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第13号の1番と2番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

山崎委員の除斥を解きます。

(午後3時30分 山崎委員入室)

水代議長 続きまして、議案第13号の3番から7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(小林委員) 3番の賃料が入っていないのですが、これは0ということによろしいですか。

田村次長補佐 3番の方につきましては、いわゆる使用貸借ということで、今まで口約束で借りていた方なのですが、義務者の方が農家ではなくて耕作できないということから、貸すということで、無償という形で貸すという案件です。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号の3番から7番について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第13号の3番から7番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第14号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第14号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

申請者につきましては、流山市青田にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市青田の畑1筆で、面積は321平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地であることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでござい

す。

本件の議案案内図につきましては、15ページと16ページでございますのでご参照いただきたいと思います。

なお、本案につきましては、申請者から先月25日付けで取下げがなされ、今回、申請代理人を変更され、申請がなされたものであります。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第14号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

初めに、申請地は東武線江戸川台駅の東約1.5キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑、現況は宅地の状況となっております。なお、本案につきましては、代理人と連絡が取れないことから、先月開催された第3小委員会により取下げ指導がなされ、平成29年1月25日付で取下げられた案件の再申請で、前回とは別の代理人により申請されております。

また、申請地は、平成12年に相続により取得した土地で、大正時代から建物が建っていたとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、平成5年1月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり、証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、報告第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の取下願について」報告を求めます。

山崎次長。

山崎次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第3号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の取下願について

次のとおり、取下願があったので報告する。

本件につきましては、議案第14号でご説明いたしましたとおり、代理人と連絡がつかなくなったことから申請代理人を変更され、再度申請するために、先月25日付けで、取下げがなされたものであります。

本件につきましてのご説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第4号「合意解約の通知について」報告を求めます。

山崎次長。

山崎次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第4号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

本件につきましては、議案第10号でご説明いたしましたとおり、農用地利用集積制度により貸し借りを行っていた土地を売却することから、解約がなされたものであります。

合意解約がされました農地は、流山市平方の田1筆、面積は、1,031平方メートルです。解約通知書の受付年月日は、平成29年2月7日です。

なお、議案案内図につきましては、17ページになります。

今月の合意解約の通知は、以上の1件です。

よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第5号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第5号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

本件につきましては、昨年10月の総会で審議がなされ、10月26日付けで、許可となった案件であります。

この案件につきましては、先月20日に第3小委員会の委員に、ご確認をいただきました。

案内図及び計画図につきましては、議案案内図の18ページと19ページにございます。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、それぞれスライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は、1件です。

よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第6号「専決処理の報告について」報告を求めます。

山崎次長。

山崎次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第6号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は1件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、老人ホームが1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、1件、畑1筆、540平方メートルでした。

次に、議案書の14ページをお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと24件、マンションの区分所有を含めると全体で27件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が26件、使用貸借権が1件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が24件、駐車場が3件でした。

今月の5条届出の合計は、以上、27件、59筆、18,505.44平方メートルで、地目別の内訳では、田が30筆、9,804平方メートル、畑が29筆、8,701.44平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時40分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成29年2月24日

流山市農業委員会長職務代理者 水代 啓司

流山市農業委員会委員 石井 博

流山市農業委員会委員 秋元 正